

日本産生果実の輸出検疫の現状

わが国の果実生産量は約470万トン（平成4年産）であるのに対して、バナナ、オレンジなどの果実輸入量は150万トン程度となっている。一方、わが国の平成元年～4年の主な果実の国別輸出量は別表のとおりで、平成4年の輸出量は4,500トンであった。これによると、果実の種類、仕向国と輸出量の関係は毎年変化しているが、総輸出量は円高や国内市場価格などにより年々減少傾向にある。しかし、わが国の主要果樹産地では、高度な栽培技術で生産される高品質の果物を積極的に海外に引続き輸出しようとする気運がある。そこで近年の主な果実の輸出検査の概要と問題点をみると次のとおりとなっている。

カンキツ類 輸出量の一番多い韓国向け温州ミカンには特別な検疫条件が求められておらず、加工用として毎年輸出されているが、輸出量の年次変動が大きい。また、平成4年には九州産のユズが韓国と中国向けに900トン輸出されている。

米国向け温州ミカンについては、米国での輸入検査でフジコナカイガラムシやミカンヒメコナカイガラムシが度々発見され不合格になる事例があり、この対策として園地における防除の徹底が図られた。しかしながら、若齢幼虫ががく片の下に潜んでいるため、完全な駆除・選別除去は困難なことが明らかになった。このため平成3年からは

自主的に臭化メチルくん蒸をした後輸出されているが、くん蒸による障害発生の問題もあり、現在、植物防疫所を中心に障害発生防止のための技術確立を進めている。

ナシ 米国向け二十世紀ナシについても、ワコナカイガラムシやマツモトコナカイガラムシが米国での輸入検査で発見され、不合格になる事例があった。ナシは臭化メチルくん蒸すると果実内

部に障害が生じやすく、現状ではくん蒸を行うことは困難である。このため、輸出用果実については園地における防除の徹底、園地検査による発生園の排除、選果場における害虫付着果の除去など総合的な対策を進めている。また、平成4年からは、日米間の協議により、検疫手続きが制定され、それに基づき検査が行われている。

リンゴ 古くから台湾やフィリピンを中心に



リンゴ園でのトラップ調査

輸出されている品目であるが、平成3年からは新たに仏領ポリネシア向けにも輸出されている。

また、本年からニュージーランド向け輸出が条件付きで解禁になり、青森県の輸出地域ではニュージーランドの検疫条件に沿った輸出検疫が実施されており、今秋には約7トン輸出される見込みである。

その他 キウイフルーツについては、わが国での生産量の急速な増加や豊作に伴う国内価格の低下などを背景として、平成3年には韓国と台湾向け

生果実の輸出検査実績

(単位:トン)

果実名	項目	平成元年		平成2年		平成3年		平成4年	
		仕向国名	数量	仕向国名	数量	仕向国名	数量	仕向国名	数量
温州みかん	韓国	6,404		アメリカ	1,029	アメリカ	1,001	アメリカ	693
	アメリカ	1,226		韓国	645	北朝鮮	234	北朝鮮	225
	旧ソビエト	210		北朝鮮	117	グアム	24	カナダ	17
	北朝鮮	189		グアム	32	韓国	5	グアム	15
	その他	141		その他	19	その他	4	その他	20
	計	8,170		計	1,842	計	1,268	計	970
なし	アメリカ	2,150		アメリカ	1,079	アメリカ	787	アメリカ	707
	カナダ	160		イギリス	181	オランダ	285	イギリス	125
	ハワイ	157		フィリピン	155	オーストラリア	140	フィリピン	68
	ベルギー	145		オランダ	132	インドネシア	129	ホンコン	59
	その他	762		その他	481	その他	393	その他	327
	計	3,374		計	2,028	計	1,734	計	1,286
りんご	台湾	683		台湾	423	台湾	328	台湾	514
	フィリピン	393		フィリピン	146	旧ソビエト	185	旧ソビエト	131
	旧ソビエト	16		旧ソビエト	66	フィリピン	23	タイ	46
	ホンコン	8		ホンコン	19	仏領ポリネシア	12	フィリピン	33
	その他	26		その他	31	その他	23	その他	63
	計	1,126		計	685	計	571	計	787
その他果物 キウイ、かき他		388			383		3,249		1,451
全果実合計		13,058			4,938		6,822		4,494

に2,500トンが輸出された。

また、カキは多くの国が輸入を禁止している中で、ホンコンなど5か国に輸出されている。

わが国の生果実は、世界的にも高品質であるが、輸入を禁止している米国、豪州、ニュージーランドなど、有望な市場と見込まれる国々への輸出を実現するためには、植物検疫上の問題を解決することが不可欠である。

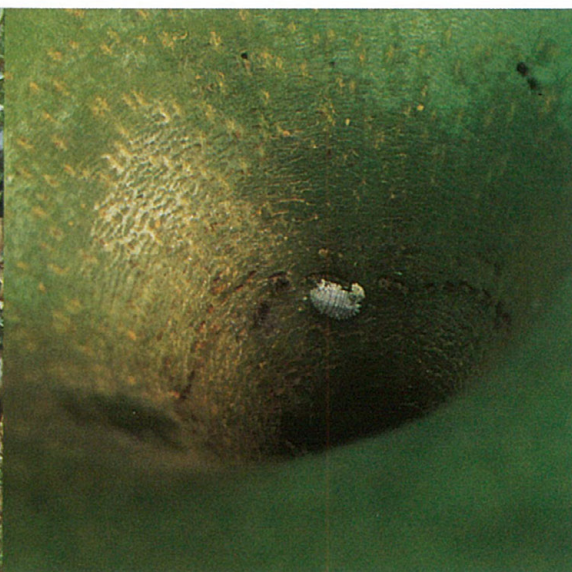
このため、農林水産省では輸出有望な温州ミカン、リンゴ、ブドウ、カキ、ナシを対象に平成元

年度から検疫対象重要病害虫特別対策事業を実施している。これは果樹栽培県と植物防疫所が一体となって、日本産生果実の輸入禁止の原因となっている病害虫の完全防除技術の確立や、特に問題となっている害虫の完全殺虫技術の開発を進めている。

この事業で得られた実証データは、日本産生果実の輸出解禁のための両国植物検疫当局間協議において、技術的な裏付け資料として用いられている。



米国向けナシの園地検査



ナシ果実に潜むコナカイガラムシ